

東かがわ市告示第54号

東かがわ市シティプロモーションロゴマーク・ブランドメッセージ使用規程を次のように定める。

令和8年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市シティプロモーションロゴマーク・ブランドメッセージ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東かがわ市（以下「市」という。）がシティプロモーション事業により作成したロゴマーク・ブランドメッセージ（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 ロゴマークは、別表に掲げるものとする。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用できる者)

第4条 ロゴマークは、次に掲げる者を除き個人、団体、住所等を問わず、誰でも使用することができる。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受ける者
- (2) 消費者金融・ギャンブルに係る者
- (3) 法律に定めのない医療類似行為に係る者
- (4) 有料販売する製作物等に使用する者
- (5) 政治、選挙、宗教活動又は思想的主張の表現に使用する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖取引販売を行う者
- (8) その他市長が適切でないと認めた者

(使用届出)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ東かがわ市シティプロモーションロゴマーク使用届出書（様式第1号。以下「使用届出書」という。）に必要な書類を添付して市長に電子メール等により届け出るものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の届出を省略することができる。

- (1) 市が所有する不動産、動産及び市の発行物等に使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 市職員又は市議会議員の名刺、名札等に使用するとき。
- (4) 市が主催、共催又は後援等をする事業において使用するとき。
- (5) 報道機関及び市民ジャーナリストが報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) その他市長が届出を不要と認めたとき。

(使用基準及び禁止事項)

第6条 使用者は、別に定める東かがわ市シティプロモーションロゴマークガイドラインに従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用するものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(改善指示)

第8条 市長は、ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、使用者に対して改善を求めるものとする。

- (1) この規程に反して使用した場合
- (2) 第5条又は第11条に基づき提出された届出書に虚偽の記載があった場合
- (3) 使用者が法令に違反した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めた場合

(使用停止)

第9条 市長は、使用者が前条の改善指示に応じない場合は、ロゴマークの使用停止を要請できるものとする。

- 2 前項の規定により、ロゴマークの使用停止を要請した場合、使用者又は第三者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。
- 3 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為により、市に損害を生じさせた者に対して、損害賠償を請求することができるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークの使用に際し、製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な処理を行うこととし、市は一切の責任を負わないものとする。

- 2 前項の処理に関して、市が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求することができるものとする。

(変更届出)

第11条 使用者は、第5条の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ東かがわ市シティプロモーションロゴマーク使用変更届出書(様式第2号)を市長に電子メール等により届出るものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この規程に基づくロゴマークの使用は、使用者がロゴマークを自己の商標又は意匠とするなど、独占して使用する権利を付与するものではなく、かつ使用品等について市が奨励するものではない。

(庶務)

第13条 この規程に関する庶務は、総務部戦略情報課において行うものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

・基本形ロゴマーク



ただいま 手袋のまち

・単色ロゴマーク

①



ただいま 手袋のまち

②



ただいま 手袋のまち

■白黒の場合



ただいま 手袋のまち

③



ただいま 手袋のまち

④



ただいま 手袋のまち

■背景色が濃い場合



ただいま 手袋のまち

⑤



ただいま 手袋のまち

⑥



ただいま 手袋のまち

様式第1号（第5条関係）

東かがわ市シティプロモーションロゴマーク使用届出書

年 月 日

東かがわ市長 様

届出者 住 所
団体等名称
代表者氏名
電 話 番 号
E - m a i l

東かがわ市シティプロモーションロゴマーク・ブランドメッセージ使用規程第5条に基づき、下記のとおりロゴマークを使用したいので届出します。

使用する ロゴマーク (該当に✓ 複数可)	<input type="checkbox"/> 基本形ロゴマーク <input type="checkbox"/> 単色ロゴマーク ()			
ロゴマークの 使用方法 (目的・用途 等)	※使用規程に反していないか確認するため、できるだけ具体的に記載してください。また必要に応じて、ロゴマークがどのように使われる予定なのか分かる図案や説明資料を添付してください。			
使用開始日	年 月 日			
本申請に関する 担当者連絡先	担当者		TEL E-mail	
添付書類	※ロゴマークの使用内容が分かる資料 (企画書・サンプル・レイアウト・原稿・画像等)			

様式第 2 号 (第 11 条関係)

東かがわ市シティプロモーションロゴマーク使用変更届出書

年 月 日

東かがわ市長 様

届出者 住 所
団体等名称
代表者氏名
電 話 番 号
E - m a i l

東かがわ市シティプロモーションロゴマーク・ブランドメッセージ使用規程第 11 条に基づき、下記のとおりロゴマークの使用目的等を変更したいので届出します。

使用する ロゴマーク (該当に✓ 複数可)	<input type="checkbox"/> 基本形ロゴマーク <input type="checkbox"/> 単色ロゴマーク ()		
ロゴマークの 使用方法 (目的・用途・ 変更等)	※使用規程に反していないか確認するため、できるだけ具体的に記載してください。 また必要に応じて、ロゴマークがどのように使われる予定なのか分かる図案や説明資 料を添付してください。		
変更予定日	年 月 日		
本申請に関する 担当者連絡先	担当者		TEL E-mail
添付書類	※ロゴマークの使用内容が分かる資料 (企画書・サンプル・レイアウト・原稿・画像等)		